

和歌山県立神島高等学校消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称：和歌山県立神島高等学校

施設所在地：和歌山県田辺市文里二丁目33番12号

2 消防用設備等の概要

(1) 消火器設備	消火器	75本
(2) 屋内消火栓設備	消火栓箱	28個
	消火ポンプ	1台
	呼水装置	有
(3) 自動火災報知設備	差動式スポット	197個
	定温式スポット	61個
	光電式スポット	65個
	発信機	33個
	差動式分布型	18個
(4) 非常放送設備	1式 (スピーカーを含む)	
(5) 避難器具設備	6個	
(6) 誘導灯	16個	
(7) 専用受電設備	1式	
(8) 防排煙設備	防火扉	22枚
	防火シャッター	3枚
(9) 校舎床面積	10,	385m ²

3 その他

(1) 点検期日

点検期日は和歌山県立神島高等学校長の指示により行うものとする。

(2) 安全対策

乙は、委託業務の実施において、関係法令を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行うこと。また、学校教育・学校事務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならぬ。

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時甲の指示により委託業務を行うものとする。

和歌山県立神島高等学校消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称：和歌山県立神島高等学校寄宿舎

施設所在地：和歌山県田辺市文里一丁目13番13号

2 消防用設備等の概要

(1) 消火器設備 消火器 7本

3 その他

(1) 点検期日

点検期日は和歌山県立神島高等学校長の指示により行うものとする。

(2) 安全対策

乙は、委託業務の実施において、関係法令を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行うこと。また、学校教育・学校事務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時甲の指示により委託業務を行うものとする。

和歌山県立南紀高等学校消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称：和歌山県立南紀高等学校
施設所在地：和歌山県田辺市学園1番88号

2 消防用設備等の概要

(1) 消火器設備	消火器 23個
(2) 屋内消火栓設備	消火栓箱 10栓 (露出) 消火ポンプ 1台 呼水装置 有
(3) 自動火災報知設備	差動式スポット 76個 定温式スポット 12個 光電式スポット 9個 発信機 12個 分 布 式 7個
(4) 非常放送設備	1式 (スピーカー73個含む)
(5) 避難器具設備	2台
(6) 誘導灯	避難口 5台
(7) 専用受電設備	1式
(8) 防排煙設備	防火扉 13枚 防火シャッター 1枚
(9) 校舎床面積	3,031m ²

3 その他

(1) 点検期日

点検期日は和歌山県立南紀高等学校長の指示により行うものとする。

(2) 安全対策

乙は、委託業務の実施において、関係法令を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行うこと。また、学校教育・学校事務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時甲の指示により委託業務を行うものとする。

和歌山県立熊野高等学校消防用設備等保守点検業務仕様書

和歌山県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

この業務は、別紙一覧表による和歌山県立熊野高等学校に設置している消防用設備等について、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による点検を行い、併せて当該消防用設備等について必要な保守を行うものである。

1 消防用設備等の設置場所

所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来670番地 和歌山県立熊野高等学校 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬437番地 和歌山県立熊野高等学校 寄宿舎(男子1棟・女子2棟)
-----	---

2 消防用設備等の概要

(1) 消火設備	消火器 屋内消火栓設備 呼水装置 その他の設備
(2) 警報設備	自動火災報知設備 非常警報器具及び非常警報設備 電源装置 その他の設備
(3) 避難設備	救助袋 その他の避難器具 誘導灯及び誘導標識
(4) 消防用水	防火水槽 その他の設備
(5) 消火活動上必要な施設	その他の設備

3 業務内容

(1) 乙は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に規定する資格を有する者を派遣し、消防法施行規則第31条の4第1項の規定により消防庁長官が定める基準に適合した上記消防用設備等について消防法第17条の3の3の規定による点検を行い、その点検に関して必要な修理を行う。

点検の期間及び点検の方法については、消防法施行規則第36条の6の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（昭和50年4月1日付け消防庁告示第3号。以下「3号告示」という。）の第2及び第3の規定によるものとする。

(2) 乙は、上記消防用設備等について故障発生等の通知を受けたときは、遅滞なく、所要の技術者を派遣し、その不良箇所を直ちに点検整備する。

(3) 乙は、(1)による点検結果を和歌山県立熊野高等学校長に対し報告し、併せて、その件に関し所管の消防長（消防署長）への報告に必要な書類を作成し提出する。この場合において、提出すべき点検の結果についての報告書等の様式については、3号告示の第4本文の規定によるものとし、消防用設備等点検結果報告書の様式に対応するものに消防用設備等の種類等に応じ消防庁が別に告示で定める点検票を添付する。

なお、点検済表示制度（「消防用設備等点検表示制度について」（平成8年4月5日付け消防予第61号）により運用される点検済表示制度をいう。）を活用し、個々の消防用設備等の所定の位置に適切な点検済票を貼付する点検を行う場合には、点検票の添付に代えて消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表（3号告示の別記様式第2及び別記様式第3をいう。）を添付することができる。ただし、この場合には、点検を行った消防用設備等の設置数、設置場所等について明らかにする整理表等を別途作成し提出する。

4 費用の負担区分

3（1）の点検及び3（2）の点検整備に関して必要な修理についての器材部品費及び取替に係る経費については、甲及び乙は、あらかじめ協議するものとする。

ただし、軽微な（表示ランプの取替等及び甲から支給される器材部品を含む。）取替修繕は、乙の負担とする。

なお、上記以外に点検時において修理する箇所が生じた場合には、見積書を無償にて甲に提出すること。このときの修繕に関しては、甲が別に行う。

5 点検の期日

3（1）の点検を行う期日は、和歌山県立熊野高等学校長の指示によるものとする。

6 安全対策

乙は、委託業務の実施において、関係法令等を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行い、及び学校教育・学校事務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

7 緊急時の対応

乙は、甲から消防用設備等についての故障発生等の連絡を受けたときには、迅速に対応できるよう、常に体制を整え、その連絡方法について、あらかじめ和歌山県立熊野高等学校長の承認を得るものとする。

8 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても隨時甲の指示により委託業務を行うものとする。

消防用設備等保守点検内訳

学 校 名	和歌山県立熊野高等学校		
所 在 地	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来670番地・生馬437番地		

種 類	数 量 等		
	学 校	寄宿舎(男子)	寄宿舎(女子)
内 訳	消設火栓備 消火栓箱	23個	個
	消火ポンプ	3個	個
	消火器設備	103本	7本 5本
	自動火災報知設備 差動式スポット	258個	31個 56個
	定温式スポット	35個	6個 9個
	煙感知器	24個	5個 10個
	発信機	43個	2個 4個
	差動式分布型	個	個 個
	地区音響装置	43個	2個 4個
	非常警報設備	1式	個 個
	避難器具設備	2個	1個 個
	誘導灯及び誘導標	9個	2個 1個
	非常用照明	個	14個 19個
	スプリンクラー	個	個 個
	防火戸	29個	個 個
	校舎延床面積 (m ²)	13,706m ²	640m ² 643m ²

※ 消火ホースの耐圧試験 1本含む

和歌山県立南部高等学校及び龍神分校消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称: 和歌山県立南部高等学校 和歌山県立南部高等学校龍神分校
施設所在地: 和歌山県日高郡みなべ町芝407 和歌山県田辺市龍神村安井469

2 消防用設備等の概要

※別紙のとおり

3 その他

点検を行う期日は、和歌山県立南部高等学校長の指示によるものとする。

委託業務の実施において、関係法令等を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行い、及び学校教育・学校事務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

点検の結果、必要な修理がある場合、修理等にかかる費用の見積書を無償にて学校に提出すること。

その他この仕様に記載されていない事項であっても隨時甲の指示により委託業務を行うものとする。

別紙

和歌山県立南部高等学校
所在地:日高郡みなべ町芝407 点検箇所:校舎・農場・南友寮
和歌山県立南部高等学校分校
所在地:田辺市龍神村安井469 点検箇所:校舎・第一学而寮

設備名	校舎	農場管理棟	実習棟	南友寮	本校合計	分校
消防器具	67本	39本	15本	8本	129本	35本
消火ホース	4台				4台	
消火栓箱	24箱				24箱	
1号消火栓ホース	32本				32本	
※うち27本耐圧試験を行うこと						
受信機	2台	1台	1台	1台	5台	1台
差動式分布型感知器	15個				15個	6個
差動式スポット型感知器	151個	29個	33個	43個	256個	44個
定温式スポット型感知器	41個	7個	27個	11個	86個	13個
光電式スポット型感知器	32個	2個	42個	5個	81個	16個
地区音響装置・発信機	各32個	各4個	各6個	各3個	各45個	各8個
非常警報設備	配線点検含む	1台			1台	1台
非常警報器具	配線点検含む	3台			3台	
避難器具	垂直式救助袋	4台			4台	1台
	金属製つり下げはしご			1台	1台	
誘導灯		15台			15台	14台
誘導標識		20枚		9枚	29枚	
パッケージ型消防設備				6台	6台	
非常電源(非常電源専用受電設備)		2台			2台	
校舎床面積					15,827m ²	2,290m ²

和歌山県立南紀はまゆう支援学校消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

施設名称：和歌山県立南紀はまゆう支援学校第2校舎

施設所在地：西牟婁郡上富田町岩田2150

2 消防用設備の概要（詳細は別紙の消防用設備保守点検内訳のとおり）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 消火設備 | 消火器
屋内消火栓設備
スプリンクラー設備
その他の設備 |
| (2) 警報設備 | 自動火災報知設備
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報）
非常警報器具及び非常警報設備
非常電源装置
その他の設備 |
| (3) 避難設備 | 誘導灯及び誘導標識
その他の避難器具 |
| (4) 防火戸関係 | 防火戸 |
| (5) 消防用水 | 防火水槽
その他の設備 |
| (6) 消火活動上必要な設備 | 直結送水管
その他の設備 |

3 その他

(1) 点検期日及び点検内訳

総合点検及び機器点検を年1回、和歌山県立南紀はまゆう支援学校長の指示により行うものとする。

(2) 安全対策

乙は委託業務の実施において、関係法令等を遵守し、生徒等に対する適切な安全対策を行うこと。また、学校教育・校務に支障が生じないよう、その業務の実施時間等についても十分かつ適切な措置を講じなければならない。

(3) その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時甲の指示により委託業務を行うものとする。

消防用設備等保守点検内訳

学 校 名	和歌山県立南紀はまゆう支援学校第2校舎
所 在 地	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2150

種 類		数 量 等
内 訳	消設 火 栓備	消火栓箱 11 個
		消火ポンプ 1 個
	消火器設備	
		48 本
	自動 火 災 報 知 設 備	差動式スポット 133 個
		定温式スポット 58 個
		煙感知器 23 個
		発信機 13 個
		差動式分布型 7 個
	非常警報設備	
		1 個
避難器具設備		1 個
誘導灯及び誘導標識		57 個
スプリンクラー		1 個
防火戸		7 個
消防機関へ通報する火災報知設備		2 個
校舎延床面積 (m ²)		6, 919 m ²

田辺運転免許センター消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

- (1) 施設名称 田辺運転免許センター
(2) 施設所在地 田辺市上の山一丁目2番5号

1 消防用設備等の概要

(1) 外観及び機能点検 (年1回)

受信盤	P型2級3/5	1台
総合盤	P型2級	2台
定温式スポット型感知器		2個
差動式スポット型感知器		24個
煙感知器		4個
消火器		14個
誘導灯		4台

(2) 外観・機能及び総合点検 (年1回)

受信盤	P型2級3/5	1台
総合盤	P型2級	2台
定温式スポット型感知器		2個
差動式スポット型感知器		24個
煙感知器		4個
消火器		14個
誘導灯		4台
配線		一式

3 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時、甲の指示により委託業務を行うものとする。

自動車運転免許第2試験場消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

- (1) 施設名称 自動車運転免許第2試験場
- (2) 施設所在地 田辺市中万呂46番地の1

2 消防用設備等の概要

- (1) 外観及び機能点検 (年1回)
 - 消火器 3個
 - 非常警報設備 1台
- (2) 外観・機能及び総合点検 (年1回)
 - 消火器 3個
 - 非常警報設備 1台

3 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時、甲の指示により委託業務を行うものとする。

田辺警察署消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所

- (1) 施設名称 田辺警察署
 (2) 施設所在地 田辺市上の山一丁目2番15号

2 消防用設備等の概要

点 檢 品 名		数量及び単位
自動火災報知設備	P型1級 自立型 窓式 主音響（音声警報） 予備電源内蔵蓄積式 自動断線警報機能付き	1式
感知器	光電式スポット型煙感知器（2種露出型） うち自動試験機能付き	51個 9個
	光電式スポット型煙感知器（3種露出型）	4個
	差動式スポット型感知器（2種露出型） うち自動試験機能付き	123個 27個
	定温式スポット型感知器（1種露出型） うち自動試験機能付き	10個 2個
	定温式スポット型感知器（特殊露出型） うち自動試験機能付き	11個 7個
	誘導灯信号停止用煙感知器	6個
検知器	L Pガス用 壁掛型	2個
誘導灯	B級BL型誘導音付点滅型避難口誘導灯（LED壁・天井直付型） C級避難口誘導灯（片面LED壁・天井直付型） C級通路誘導灯（片面LED壁・天井直付型） C級避難口誘導灯（両面LED天井直付型） 階段通路誘導灯 壁直付 人（熱線）センサ付	11個 12個 2個 6個 14個
発信器	P型 消火栓・表示灯組込	9個
非常警報（放送）設備	增幅器FS-971 スピーカー140個 蓄電池設備	1式
防火戸	防火戸自動閉鎖装置	4か所
消防器具	粉末ABC消化器10型 消火ポンプ 川本製作所 KTY506A5M7.5T 不活性ガス消火設備	26本 1台 1式

3 その他

受託者は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時、和歌山県の指示により委託業務を行うものとする。

白浜警察署消防用設備等保守点検業務仕様書

1 契約対象設備

- (1) 施設名称 白浜警察署
(2) 施設所在地 西牟婁郡白浜町2926番地の82

2 消防用設備等の概要

(1) 自家発電機装置

型式 ヤンマー AP150B 6 B120T-GL×150KVA
定格容量 150KVA

(2) 非常警報(放送)設備

TOA FS-971 回線数20局

ア スピーカー ホーン型 4個
イ スピーカー コーン型 110個

(3) 誘導灯設備

ア 庁舎

避難口誘導灯 B級 14台
通路誘導灯 C級 6台
通路誘導灯 階段等 23台

イ 附属棟

避難口誘導灯 B級 2台

(4) 自動火災報知設備

パナソニック製 BZF-11 P型1級 回線数11/30
差動スポット2種 41個
定温スポット特種 3個
定温スポット1種 7個
光電スポット2種 54個
光電スポット2、3種 4個
防火戸 4回線

(5) 消火器設備

ア 庁舎

ABC10型 13本

イ 付属棟

ABC10型 6本

(6) 屋内消火栓設備

ポンプ式ユニット型 易操作性1号 3個

(7) 不活性ガス消火設備

窒素ガスユニット式 窒素ガス量 33.6m³

3 その他

受託者は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時、和歌山県の指示により委託業務を行うものとする。

紀南家畜保健衛生所消防用設備等保守点検業務仕様書

1 業務の場所

施設名称 紀南家畜保健衛生所
施設所在地 〒649-2103 上富田町生馬321-10

2 消防用設備等の概要

消防設備 消火器具 消火用ABC粉末10型 9本

3 その他

乙は、その他この仕様書に記載されていない事項であっても、隨時、甲の指示により委託業務を行うものとする。

消防用設備保守点検業務仕様書

1 業務内容

消防法その他関連法令に基づく、消防用設備等の点検保守等関連業務を行うものとする。

2 業務の場所

- (1) 名 称 紀南児童相談所
- (2) 住 所 田辺市新庄町 3353-9
- (3) 床面積 730.74m² 延べ面積 730.74m²

3 消防用設備等の概要

- 1) 消火器具 消火用ABC粉末10型 4本
- 2) 警報設備 非常警報設備（非常ベル） 2個
- 3) 避難設備 誘導灯 5個
- 4) 感知器 57個

4 点検期間

保守点検（定期点検） 年2回

5 点検員の資格

消防用設備等の点検は、消防設備士または総務省令で定める資格を有する者（消防設備点検者）が行うこと。

6 点検結果の通知及び検査等

点検を実施した都度、文書により報告するものとする。

7 消防署への報告

消防法に基づき、関係消防署への「点検結果報告」について事務手続きを行うこと。

仕 様 書

和歌山県（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、次のとおり業務の実施を委託する。

この業務は、和歌山県防災航空センターに設置している消防用設備等を、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき保守点検を実施するものとする。

1 契約の対象となる県有施設

和歌山県防災航空センター（和歌山県西牟婁郡白浜町3031-56）

2 消防用設備等の概要

消火器 13本、

粉末消火設備（消火剤貯蔵タンク、加圧用ガス容器3本、ホース等）、

自動火災報知設備（P型1級火災受信機10回線 ホーチキ㈱ RPS-AAW10 2005年製）、

蓄電池設備（蓄電池（古川電池㈱ 鑑予第7-1号）、充電装置（ホーチキ㈱ BAE-AAW01-05））、配線

3 点検及び報告等

乙は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の3に規定する消防設備士の免状を有する者を派遣し、消防法第17条の3の3の規定による点検を行い、その点検に関し必要な整備を行うものとする。

点検及び結果報告は、消防法施行規則第31条の6及びこれに関連する告示等に定めるところによるものとし、乙は、点検終了後、速やかに消防用設備等点検結果報告書に点検票を添付し甲に報告するものとする。

また、修理を要する個所がある場合は、甲の指示によりその詳細を報告するものとする。

4 故障発生時の対応

乙は、甲から故障発生等の連絡を受けたときは、遅滞なく、所要の技術者を派遣し、その不良個所を点検整備するものとする。

5 費用の負担区分等

3の点検の結果、修理をする場合の費用は、別途、甲の負担とし、この場合において、乙は事前に甲にその旨を通知し、指示を受けるものとする。ただし、軽微なものについては、乙の負担とする。

6 その他

本仕様書は、消防用設備等保守点検業務の基本的事項を示したものであり、業務の実施にあたっては、隨時、甲の指示により業務を行うものとする。